

此の改正は、現行改正を以て之とす。

第六号議案、工場法改正に附する件 (可決)

提案 兵庫縣聯合會

議決 森澤嘉一君

主文、左記改正要案に従ひ現行工場法、同施行令、並に

同施行規則の改正を命ず。

理由、現行工場法、全施行令、並に全施行規則等の法令

並に其の行政解釈は労働者保護を以て遺憾の

至り多しである。仍て吾等は其の改正を命ずる

ものがある。是れを以て之を以て理由を掲げて現案を

22

No.